

平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶



所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大昭・平 年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 [提出している場合には、○印を付けてください。]
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名		
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	あなたとの続柄	配偶者の有無 有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給与から控除を受ける	A	源泉控除対象配偶者(注1)	個人番号	老人扶養親族(昭24.1.1以前生) 特定扶養親族(平8.1.2生~平12.1.1生)	平成30年中の所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由	
	B	控除対象扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以前生)	あなたとの続柄	生年月日	非居住者である親族	生計を一にする事実		
			あなたとの続柄	生年月日				
			あなたとの続柄	生年月日				
			あなたとの続柄	生年月日				
	C	障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(6)をお読みください。)	異動月日及び事由
			一般の障害者			(人)	(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、(注)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。	
			特別障害者			(人)		
			同居特別障害者			(人)		
	寡婦							
D	他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	異動月日及び事由	
		氏名	あなたとの続柄	住所又は居所				
		氏名	あなたとの続柄	住所又は居所				

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の申告についての「注」等をお読みください。

○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族(平15.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	平成30年中の所得の見積額	異動月日及び事由
	1			平 . .				
	2			平 . .				
	3			平 . .				

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。